

## 学童保育の現状と課題、私たちの願い

全国学童保育連絡協議会  
事務局次長 真田 祐

### 1 学童保育（放課後児童クラブ）とはどんな施設か

#### ・学童保育の目的・役割

学童保育は、「共働き・一人親の小学生の放課後（土曜日・春・夏・冬休み等の学校休業中は一日）の生活を継続的に保障すること」「そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守る」という役割をもっています。

#### ・働く親を持つ小学生の家庭に代わる「毎日の生活の場」→ 【資料1】【資料2】

- 「ただいま！」「おかえり！」で始まる学童保育の生活（年間1650時間の生活）
- 安全で安心感のある生活（子ども同士、子どもと指導員の信頼関係がカギ）

#### ・子どもたち一人ひとりを大切にしなければ成り立たない施設

- 子どもたちは毎日、自然に学童保育に帰ってくるわけではない  
「親の願い」と「子どもの気持ち」

#### ・保護者と指導員がいっしょに子育てする施設

- 「家庭に代わる生活の場」をつくるには保護者と指導員の伝え合いがカギ  
「おたより」「連絡帳」「お迎え時の会話」「父母会・保護者会」「夜の電話」等
- 困難を抱えた家庭・子どもは少なくない（どの子も安心して生活できる施設に）
- 働きながら子育てしている保護者を支える
- 保護者と指導員の信頼関係が子どもを育て、安心感のある生活をつくる

### 2 学童保育の現状と課題（量的にも、質的にも問題がたくさんある）

#### ・学童保育を必要とする家庭は増加（共働き・一人親家庭の増加、放課後の安全確保）

#### ・まだまだ足りない学童保育 → 【資料3】【資料4】

#### ・条件整備もとても遅れている

- 特に、「施設（場所）」と「指導員」に関わる条件整備は最も重要な課題  
施設設備の課題 → 【資料5】  
指導員に関わる課題 → 【資料6】～【資料8】  
障害児入所・開設時間・高学年・保育料の課題 → 【資料9】【資料10】

#### ・児童館や「全児童対策事業」に代えられない施設（学童保育の歴史、法制化の意義）

- 働く親の願いは「遊び場ではなく学童保育を」  
→ 【資料11】【資料12】

#### ・「放課後子どもプラン」は二つの事業それぞれを拡充して連携を図る

- もともと「一体化」はありえない → 【資料13】【資料14】

#### ・実態とかけはなれている国の補助単価 → 【資料7】【資料15】【資料16】

- 現在の補助単価は、指導員人件費を「非常勤」と「諸謝金」で計算

### 3 学童保育の量的・質的拡充に対する要望

（「10年間に利用児童を3倍に増やす」「質の高い学童保育の推進」のために）

- ① 子どもたちが毎日生活し、成長していく施設としての条件整備を図る  
→ 子どもと指導員、指導員と保護者の信頼関係の構築が要になる
  
- ② 施設と職員（指導員）の確保
  - ・ 社会資源の活用、学校施設利用促進のための教育委員会や学校との連携強化
  - ・ 指導員の公的資格制度を創設し、養成機関を整備し指導員の安定的な確保を図る（利用児童3倍化は、指導員も3倍の18万人の確保が必須）
  - ・ 常勤の指導員が配置できるよう国の補助単価の大幅な引き上げ
  
- ③ 設置・運営基準などを整備して、どの学童保育でも一定の水準を確保する
  - ・ 適正規模（生活単位は40人が限度）で整備（大規模施設の早急な解消）
  - ・ 「生活の場」にふさわしい施設の整備（社会資源の活用でも欠かせないものがある）
  - ・ 指導員の専任・常勤・複数配置
  - ・ 安全対策・補償制度の整備（例えば、日本スポーツ振興センター災害共済給付等）
  
- ④ 公的サービスとしての国と自治体の責任の明確化と仕組みづくり
  - ・ 国としての「設置・運営基準」「最低基準」の策定と財政措置（補助金継続）
  - ・ 指導員の公的資格制度の創設と養成機関の整備
  - ・ 市町村として、入所申し込みシステムの整備（入所基準、申し込み方法など）
  - ・ 補償制度の整備

# 資料 1

## 学童保育の生活の流れ（例示）

### ふだんの日の生活

しあわせ学童保育の場合



am.  
10:30  
(4月頃)

遊びの時間  
●1年生だけで  
さんぽに出かけたり



お休みタイム  
●子どもたちのようすによって  
お昼寝したりごろんと  
横になったり



遊びの時間  
●思い思いに過ごします

おやつ「いただきます」  
●誕生会や行事のときは  
特別メニュー

遊びの時間  
●相談してみんな  
外で遊んだり...  
話し合いや行事の  
準備をすること



4:00  
4:20  
4:45  
6:00  
7:00

### 夏休みの生活（1日保育のとき）

しあわせ学童保育の場合



この時間帯に出席  
am. 8:00 ~  
8:30  
おはよう  
●連絡帳や冷蔵庫に入れておく  
お弁当を出します

学習の時間  
●ルールに出かける子も

遊びの時間  
●ルールに出かける子も  
●昼食づくりをする日  
●（じっくりとり）める手しごとなどや  
外出、他の学童保育との  
交流なども



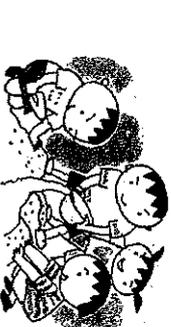
静かに過ごす時間  
●本の読み聞かせのあと  
横になって体を休める  
●1・2年生はなるべく昼寝

遊びの時間

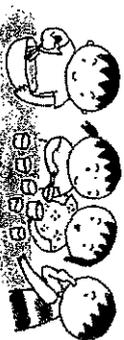
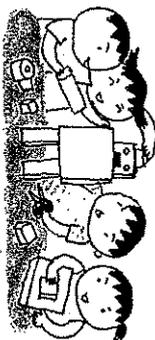
おやつ「いただきます」

●手づくりのおやつや  
買いちのおやつのごときも  
当番の子が後片づけ

遊びの時間  
●相談してみんな  
遊んだり...



9:00  
9:45  
12:00  
1:00  
2:30  
3:30  
3:50  
5:45  
6:00  
7:00



片づけ・そうじ  
帰りの会  
さようなら  
●連絡帳を受け取り同じ方向の子ども  
たちがいつしよに帰ります  
●お迎えの子も

## 資料 2 学童保育で過ごす生活時間は長い

### 小学校で過ごす時間よりも約510時間も多い(2007年調査)

共働き・一人親家庭の子どもたちは、平日の放課後、土曜日・夏休み等は、「家庭に代わる毎日の生活の場」としての学童保育で過ごしています。

保護者の帰宅時間が遅くなる傾向のなかで学童保育の開設時間が延びており、子どもたちが小学校で過ごす時間よりも、学童保育で過ごす時間が増えています。

放課後に子どもが被害に遭う痛ましい事件が相次ぐなかで、保護者のお迎えが増えるとともに、開設時間も延びています。

学年によって授業時間数は異なりますが、1年生～3年生の平均を取ると次のようになりません。(2007年調査結果から)

#### ● 児童が学校にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1140時間

平日は5時間授業が基本なので、在校時間は、8:30～14:30=6時間  
学年ごとに授業時間が少しずつ異なることを考慮した。

$$\text{平日} 198 \text{日} \times 6 \text{時間} = 1188 \text{時間} + (-79 - 40 + 40) \div 3 = 1142 \text{時間}$$

$$(1 \text{年生は週} 2 \text{日} 4 \text{時間授業} \quad - 1 \text{時間} \times 79 \text{日} = -79 \text{時間})$$

$$(2 \text{年生は週} 1 \text{日} 4 \text{時間授業} \quad 40 \text{日} = -40 \text{時間})$$

$$(3 \text{年生は週} 1 \text{日} 6 \text{時間授業} \quad 40 \text{日} = +40 \text{時間})$$

#### ● 児童が学童保育にいる時間(1年生～3年生の平均) 年間約1650時間

2007年調査では平均的な開設時間は次の通りでした。

\* 平日は、下校後から午後6時7分まで保育。

\* 土曜日は、朝8時20分から午後5時34分まで保育(8割の学童保育は開設)。

\* 長期休業日は、朝8時9分から午後6時3分まで保育。

$$(\text{平日}) 198 \text{日} \times (14:30 \sim 18:07 = 3 \text{時間} 37 \text{分}) = 716 \text{時間} + \{(79 + 40 - 40) \div 3\} = 742 \text{時間}$$

$$(\text{土曜日}) 49 \text{日} \times (8:20 \sim 17:34 = 9 \text{時間} 14 \text{分}) = 452 \text{時間}$$

$$(\text{長期休業日}) 47 \text{日} \times (8:09 \sim 18:03 = 9 \text{時間} 46 \text{分}) = 459 \text{時間} \quad \boxed{\text{合計} \quad 1653 \text{時間}}$$

学校よりも長い時間を過ごす学童保育において、子どもたちに安全で安心感のある生活を保障する学童保育の役割と指導員の責任は、これまで以上に重くなっています。毎日の生活をする施設にふさわしく整備されなければなりません。

## 資料 3

# 入所児童は急増、まだまだ足りない学童保育

### 2008年5月1日現在の学童保育数と入所児童数

#### ○学童保育数は1万7495か所

法制化後（1998年児童福祉法施行）の10年間で7,800か所増（1.8倍）。  
昨年と比べて827か所の増加です

#### ○入所児童数は78万6883人

法制化後の10年間で45万人増（2.4倍）。昨年と比べて4万2000人の増加

#### 学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1993	7,516	231,500人	
1998	9,627	333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行 1993年からの5年間で学童保育数は2,100か所増加。 入所児童数は10万人増加。
2003	13,797	538,100人	1998年からの5年間で学童保育数は4,200か所増加、入所児童数は20万人増加。
2006	15,858	683,476人	2003年からの3年間で学童保育数は2,000か所増加、入所児童数は15万人増加。
2008	17,495	786,883人	法制化後10年で7,800か所、入所児童数45万人増

（注）全国学童保育連絡協議会調査。詳細な実態調査は5年ごとに実施。1993年～2003年調査は、調査回答率を加味した概数。2006年、2007年度は全数調査（回答率100%）で実数です。

## 急増していますが、まだまだ足りません

#### ① 小学校数比は8割、学童保育がある小学校区は全体7割弱

学童保育数 17,495か所 / 小学校数 22,695校（設置率 77.1%）

#### ●厚生労働省・文部科学省が初めて小学校区毎の設置状況を調査（2007年12月1日現在）。

学童保育は14,993小学校区（68.5%）で実施

\*学童保育は学校から子ども自身が歩いて通う施設ですので、小学校区内に必要です。

#### ② 保育園を卒園した子どもの6割しか入所できていません

今年、保育園を卒園して小学校に入学した児童約45万人に対して、学童保育に入所した1年生は約28万人で、62.2%にとどまっています。

#### ③ 母親が働いている小学校低学年児童（末子）のうち、学童保育に通っている子どもは3割です

2006年の厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、末子の年齢が6歳の児童の57.2%、7歳～8歳の児童の65%は母親が働いています。これは児童数にすると約230万です。現在、学童保育に入所している低学年児童は約70万人ですから、まだ3割です。

（「新待機児童ゼロ作戦」では、母親が働く低学年児童の大半が利用できることを目標にした）

## 定員のある学童保育では、待機児童が増えています

定員を設けている学童保育は全体の半数ありますが、保育園などとは異なり定員による入所制限は厳しくありません（その結果、大規模化している）。

しかし、それでも約3000か所の学童保育で合計1万2000人を超える待機児童がおり、その数は年々増えています。（2007年全国学童保育連絡協議会調査）

\*厚生労働省の2007年調査では、待機児童は1万4000人となっています。

## 資料4 安心して生活できる適正規模は「40人まで」 急増している大規模学童保育

### 「生活の場」である学童保育には適正規模があります

学童保育は、一人ひとりの子どもに安全で安定した安心感のある生活を保障する施設です。子ども自身が指導員や子ども同士の関係も含めた安心できる毎日の生活が求められます。指導員には、一人ひとりの子どもの健康や安全を守り、子どもとの人間的な関わり、援助や働きかけが求められます。大規模化したところでは、指導員を増やしても、一人の指導員が全員の子どもを見なければなりません。

### 大規模学童保育が急増しています

学童保育数は急増していますが、入所要求がますます広がるなかで、その整備は必要とされる数に追いついていません。いま深刻な問題になっているのは、学童保育の「大規模化」です。大規模学童保育の急増は、①学童保育がまだまだ足りないこと、②学童保育の適正規模も含めた運営基準が定められていないことが要因です。

入所児童数の規模（学童保育数）（ ）内は%

児童数	1998年	2003年	2007年	2008年
9人以下	257 ( 3.3%)	473 ( 4.2%)	593 ( 3.5%)	636 ( 3.6%)
10人 - 19人	977 (12.7%)	1338 (11.9%)	1900 (11.4%)	1925 (11.0%)
20人 - 35人	3176 (41.1%)	3646 (32.3%)	4165 (25.0%)	4501 (25.7%)
36人 - 70人	3077 (39.8%)	4870 (43.2%)	7656 (46.0%)	7952 (45.5%)
71人 - 99人	210 ( 2.7%)	818 ( 7.2%)	1809 (10.9%)	1890 (10.8%)
100人以上	29 ( 0.4%)	133 ( 1.2%)	545 ( 3.2%)	591 ( 3.4%)

(注) 児童数の割合で見た場合、71人以上の規模の学童保育で生活している児童の割合は、全体の4分の1に及びます。それは、35人以下の規模の学童保育で生活している児童数を上回るとみられます。

大規模学童保育では、「子どもが騒々しくなる」「子ども同士のトラブルが多くなる」「子ども同士の関係が希薄になる」「わけのわからないケガが増える」など、問題が生まれてきます。

### 一日も早く「適正規模」に分割することが必要です

#### ◆全国学童保育連絡協議会の提言（2003年6月）

「1学童保育の規模の上限は40人までとする。41人以上は2学童保育とする」（提言『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』より）

#### ◆財団法人子ども未来財団のガイドラインに関する調査研究（2007年2月）

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね40人程度までとすることが望ましい。」

（「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」）

#### ◆厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」（2007年10月）

「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」

## 資料5 毎日の「生活の場」にふさわしい施設・設備を

### ●学童保育には、毎日の「生活の場」としての専用施設が必要です

子どもたちにとって学童保育は家庭に代わる「毎日の生活の場」です。いろいろな遊びや体験もしますが、毎日の生活はそれだけで成り立っているわけではありません。疲れたときは横になってのんびりと過ごしたり、指導員に甘えたり、一人でぼーっと過ごすこともあります。家庭と同じように過ごせる場所が必要です。

学童保育の開設場所（2008年）

開設場所 (どこで実施しているか)	1998年		2003年		2008年		2003年比 か所数
	か所数	割合	か所数	割合	か所数	割合	
小学校施設内	3,800	39.5%	6,137	44.5%	8,495	48.6%	1,774
余裕教室を転用	1,970		3,518		4,611		1,093
敷地内の独立専用施設	1,502		2,107		3,179		1,072
その他の施設を利用	328		512		705		193
児童館内	2,147	22.3%	2,442	17.7%	2,630	15.0%	188
公設の学童保育専用施設	876	9.1%	923	6.8%	1,290	7.4%	367
その他の公共施設	565	5.9%	1,562	11.2%	1,885	10.8%	323
法人等の施設	463	4.8%	881	6.4%	1,189	6.9%	308
民家・アパート	1,256	13.0%	1,187	8.6%	1,243	7.1%	56
その他	520	5.4%	665	4.8%	763	4.3%	98
合計	9,627	100.0%	13,797	100.0%	17,495	100.0%	2,871

(全国学童保育連絡協議会調査)

### ●施設は狭く、室内の遊び場がないなど問題は山積です

2007年の実態調査では、施設の平均床面積（生活する部屋、トイレ、台所等すべて含んだ広さ）は児童1人当たり2.59㎡と、たいへん狭い実態でした。もっとも多い余裕教室を利用した学童保育の平均床面積は93.2㎡で、一人当たりの面積は2㎡程度と他の施設を利用した学童保育と比べてもたいへん狭くなっています。

また、室内の遊び場がない学童保育が4割弱もあります。雨天のときには室内で静かに過ごさなければなりません。

### ●安全で安心して生活できるための施設整備の基準が必要です

#### ◆ 全国学童保育連絡協議会の提言（施設・設備について）

(2003年6月の提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」より)

○ 学童保育に必要な施設・設備……学童保育の施設には、生活室、プレイルーム、静養室、事務室、トイレ、玄関、台所設備、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備などを設ける。併設の場合でも生活室と静養室、事務室、台所設備は専用とする。

○ 施設の広さ……「生活室」と「プレイルーム」は、それぞれに子ども1人につき1.98㎡以上確保する必要がある。

◆ 市町村として、学童保育施設の設置基準を設けているところはわずかです。

施設の設置基準がある市町村：19.2%、ない市町村：80.7%

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査より)

◆ 厚生労働省の「放課後児童クラブガイドライン」では、「子どもの生活するスペースについては児童一人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい」としていますが、「生活するスペース」以外の施設・設備も必要です。

●学童保育には、子どもの安全を守り、健全な育成を図る専任の指導員が配置されています。指導員には次の仕事があります。

- (1) 子どもの健康管理・安全管理
- (2) 一人ひとりの子どもの生活の援助
- (3) 集団での安定した生活の維持
- (4) 遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ
- (5) 家庭との連携（子どもの状況把握、家庭との連絡・相談）
- (6) 学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり

これらの仕事を通して、一人ひとりの子どもたちが学童保育を毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の仕事です。

これらの仕事を円滑に具体的にすすめていくために、記録をとったり、指導員同士の打ち合わせや話し合いを持ったり、生活環境を整えたり、家庭や学校との連絡や保育に入る前の準備などの、具体的な仕事・実務をおこなっています。

●厚生労働省が作成したガイドラインでも仕事の重要性が明確にされた

（厚生労働省 2007年10月19日策定「放課後児童クラブガイドライン」より）

## 6 放課後児童指導員の役割

(1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮。
- ② 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止。
- ③ 保護者との対応・信頼関係の構築。
- ④ 個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護。
- ⑤ 放課後児童指導員として資質の向上。⑥事業の公共性の維持。

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動が自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

## 資料7 指導員の働く条件整備は遅れています

### ●約6万人いる指導員の大半は有資格者、年間勤務時間は1800時間は必要

- ◆1施設の平均入所児童数は44.7人、平均指導員数は3.86人  
(2007年調査。全国で働く指導員は約6万4300人います)
- ◆70%の指導員は保育士または教諭などの資格を持っています  
(2005年の指導員実態調査。まだ国には公的な資格制度はありません)
- ◆指導員の勤務時間数(子どもたちは学童保育で1650時間過ごす)  
平日の勤務時間(12時26分から18時3分) → 平日は約6時間勤務  
長期休業日等の勤務時間(8時9分から18時16分) → 一日保育では9.5時間勤務

### ●多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪です

- ◆半数の指導員は年収150万円未満  
150万円未満(52.7%) 150万円以上300万円未満(38.3%) 300万円以上(9.0%)
- ◆勤続年数が増えても賃金はあがらない(53.3%) \*1年契約の非正規職員が多いため
- ◆指導員の待遇は依然として改善されていない  
退職金がない(71.3%) 社会保険がない(37.5%)  
一時金がない(58.0%) 時間外手当がない(35.4%)
- ◆正規職員は少なく、多くが非正規職員(非常勤・臨時・嘱託・パートなど)  
公営で正規職員は2600人(4.0%)  
公営で非正規職員は2万8400人(44.2%)  
民間運営で正規職員は1万4500人(22.6%)  
民間運営で非正規職員は1万8800人(29.2%) 合計6万4300人(100.0%)
- ◆公立・民間あわせても、勤続1~3年目の指導員が半数を占めています  
学童保育の急増もひとつの理由ですが、安心して働き続けられる条件が劣悪なことが最も大きな理由です。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっています。最近では欠員が出ている地域もあります。
- ◆指導員の研修をしている市町村はまだ3割です。

\*以上のデータは、全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査より

## 国の補助単価を、非常勤職員賃金と謝礼金で計算していることが問題 常勤の指導員が配置できる補助単価が必要です

2003年度の厚生労働省の学童保育の補助金の補助単価は次のように算定されています。

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 賃金(非常勤) | 135万6,000円(平日1日4500円、学校休業日1日6000円、年間281日) |
| 2 諸謝金     | 117万8,000円(平日1日3900円、学校休業日1日5200円、年間281日) |
| 3 その他     | 47万1,000円(教材費・図書費・消耗品・備品・通信費等)            |

\*1~3の合計の300万5,000円で1施設が運営できると計算し、その半額は保護者負担を見込むので、補助単価は150万2500円 → 【資料14】参照(経費は年間1000万円は必要)

## 資料8 指導員に関わる課題は早急に解決を

### ●子どもたちが安心して生活できる学童保育をつくるためには、指導員に関わる次の5点の課題が解決されることが必要です

- ① 指導員の仕事の確立
- ② 「専任・常勤・常時複数」配置という配置基準の確立と、その財政的保障
- ③ 現実に指導員が安心して働き続けられるような労働条件の向上
- ④ 指導員の力量を向上させていくための研修の充実、研修体系の確立
- ⑤ 学童保育の役割を果たせる指導員が安定的に確保されるための公的な資格制度、養成機関の整備

以上のことについて、国や自治体の公的な責任でその整備を行ない、社会的地位の向上を図ることが求められています。

### ●全国学童保育連絡協議会の提言・要望

全国学童保育連絡協議会は2003年6月に提言『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』をまとめ、国と地方自治体にその実現を要望しています。

指導員については次のことを提言しています。

#### ◆学童保育指導員の配置基準

- (1) 学童保育指導員の配置は、専任、常勤、常時複数とする。児童数30人までは指導員2人以上、40人までを3人以上とする。

(注) 児童数が41人以上になった場合は、2学童保育に分けることを前提とする。学童保育に障害のある児童が入所する場合は、必要数の指導員を配置する。

#### ◆学童保育指導員の資格

学童保育指導員は、学童保育指導員職（学童保育士）の資格を持つ者とする

#### ◆学童保育指導員の養成機関・養成内容

学童保育指導員職としての資格を取得するための養成機関および養成内容を下記のとおりとする。

(1) 養成機関は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する機関に準じる。

(2) 養成内容は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を養成する内容に加えて、次の内容を履修すること。① 学童保育原論（学童保育とは何か）、② 発達心理学（学童期の発達を学ぶ）、③ 学童保育の生活内容（学童保育の生活づくり）、④ 障害児保育概論、⑤ 学童保育実習

#### ◆学童保育指導員の研修

国および地方公共団体は、学童保育指導員の資質向上の機会を保障し、研修のための条件整備を図らなければならない。

#### ◆職員の身分・待遇・健康管理

学童保育指導員には、円滑に職務が遂行できるような身分および待遇が保障されなければならない。また、職員の健康管理のために健康診断を実施する。

## 資料9 障害児入所は増加・開設時間は延びている

### 障害児の入所も増えていますが、条件整備は遅れています

障害児の入所要求が広がっています。2007年の実態調査の結果は下の表の通りです。2003年調査と比べると、受け入れ学童保育数では1.5倍、入所児童数は1.8倍と大幅に増えています。(1998年調査と比べると入所児童数は4.7倍)

障害児の受け入れ状況

障害児の受け入れ状況	2003年調査 (%)	2007年調査 (%)
受け入れ学童保育のある市町村数	約1100市町村(47.5)	約1100市町村(67.7)
受け入れている学童保育数	約4060か所(29.4)	約6300か所(37.8)
受け入れている障害児数	約7200人	約12700人

\*市町村合併がすすんだため、受け入れ市町村数が同じでも、率は高くなっている。

受け入れにあたって指導員の加配や補助金加算がある市町村は67.4%で、3割強の市町村には受け入れのための施策や支援がまだありません。

### 開設日が増え、終了時刻も延びている

#### ●開設日数の平均は年間278日

#### ●終了時刻が延び、保育時間は長くなっている

\*平日の終了時間の平均は6時7分(2003年調査よりも17分延びています)

平日の終了時刻(子どもの帰宅時刻)の分布

終了時刻	1998年調査		2003年調査		2007年調査	
～ 3:59	0.1		0.2		0	
4:00 ～ 4:59	2.5	35.3%	1.6	16.7%	0.4	7.7%
5:00	32.7		14.9		7.3	
5:01 ～ 5:29	13.5	32.2%	0.5	14.6%	0	9.4%
5:30 ～ 5:59	18.7		14.1		9.4	
6:00	29.4	29.6%	47.4	48.4%	48.5	49.3%
6:01 ～ 6:29	0.2		1.0		0.8	
6:30 ～ 6:59	2.6	3.1%	13.3	20.3%	19.6	33.6%
7:00 ～	0.5		7.0		14.0	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(全国学童保育連絡協議会調査)

#### ●土曜日は、必要とする家庭があれば朝からの一日保育が必要

土曜日は2割弱の学童保育が開設しておらず、保護者からは開設の要望が強く出されています。土曜日の利用者は平日と比べると減りますが、必要とする家庭にとっては朝からの一日のことから、より切実です。

## 資料10 高学年の入所希望・保育料は5000円～1万円

### 「6年生まで」の要望も強く学年延長の動きが広がっています

入所対象学年は延びてきています。実態として「3年生まで」との規定があっても6年生まで入所できている学童保育が多く、実情は「3年生まで」が半数以下です。

児童福祉法では、学童保育（放課後児童健全育成事業）の対象児童は「おおむね10歳未満」（小学校3年）とされていますが、実施要綱では4年生以降も入所できることが明記されていますし、国の補助金も高学年児童数を含めています。

学年延長が広がっている要因は、対象学年を引き上げてほしいという保護者の強い願いがあります。特に、放課後に子どもたちが被害に遭う痛ましい事件が相次いでいるなかで、その要望がより強くなっていると言えます。厚生労働省も高学年受け入れを促す通知を繰り返し出しています。

いま、いくつかの市町村では、大規模化させないために高学年を退所させようとする動きがありますが、受け入れている実態や保護者の願いと大きく隔たりがあります。

#### ●「保護者アンケート調査」から

全国学童保育連絡協議会が2002年12月に全国の保護者を対象に行ったアンケート調査では、表のように「6年生まで」が6割を占め、「3年生まで」は15.6%とわずかでした。

#### 何年生まで入所できるのが良いか

1年生まで	3人	0.1%
2年生まで	7人	0.3%
3年生まで	355人	15.2%
4年生まで	476人	20.4%
5年生まで	49人	2.1%
6年生まで	1352人	58.1%
その他	87人	3.7%
合計	2329人	100.0%

### 運営主体によって異なる保育料 公費支出額に大きく影響される

保育料は、運営形態によって差があります。運営形態別の保育料の平均値をみると、公営は5000円未満ですが、保護者等が補助金をもらって運営している運営委員会や父母会運営では、1万円近くになります。父母会が運営している学童保育では、高額な保育料でも足りず、バザ一等の財政活動に年中追われている実態もあり、保護者に大きな負担がかかっています。

#### 運営主体別でみた保育料の平均月額

運営形態	2007年調査
公営	4523円
公社・社協	6050円
運営委員会	9859円
父母会	9681円
法人・個人	6910円

（2007年実態調査の「個別調査」より）

#### 運営主体別の学童保育数（割合）

公立公営	7,458 (42.6%)
公社や社協	1,968 (11.3%)
地域運営委員会	3,024 (17.3%)
父母会	1,475 (8.4%)
法人等	3,230 (18.5%)
その他	340 (1.9%)
合計	17,495 (100.0%)

2002年12月に全国学童保育連絡協議会が行った保護者アンケートによると、適当だと思ふ保育料（月額）は、「5000円」（29.1%）との答えが最も多く、全体の6割以上の保護者が5000円以内と答えています。補助金の大幅増額が必要です。

## 資料11

## 学童保育数と国の補助金の推移

年	学童保育数	学童保育数 前年比	国庫補助総 額(万円)	国庫補助 単価 (万円)	国庫補助 対象数	国の施策の動き
1950年代						大阪や東京で民間保育園や親の共同運営による学童保育が誕生
1962						「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1963						児童館への国庫補助開始(「カギっ子対策」として)
1966						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515					
1969	697					
1970	1,029					
1971						文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が創設(留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもと、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助するもの)
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3,000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換。児童館はそのための拠点のひとつに位置づけ)
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけられる
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名から緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678	881	87億2200	150.8	12,400	ボランティア派遣事業が新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」が12月に策定される
2005	15,309	631	94億7000	168.6	13,200	三位一体改革で、補助金の組み替え。土日祝日開設加算がなくなり、一律17万円の単価アップ。自治体の自由度を高めるために、補助金交付要綱が統合。施設整備費は児童館整備費と保育環境等改善事業費を活用。10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育について集中審議
2006	15,858	549	111億8100	168.3	14,100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。ボランティア派遣事業に長期休業日の指導員派遣費も追加され、補助単価も増額。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプラン(仮称)の創設」に合意。
2007	16,668	810	158億5000	213.2 (注)	20,000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育の箇所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に変更して、開設日が増える毎に補助金も増額する。200日から249日の学童保育は3年後に補助金廃止。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。初めてガイドラインを作成
2008	17,495	827	186億9400	同上	20,000	『子どもと家族を応援する日本』重点戦略、仕事と生活の調和行動指針で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法でも学童保育整備目標を「参酌標準」化する法改正(予定)。長時間開設加算変更、障害児受入加算額は142万円は倍増。

(注)学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。2007年度補助単価は児童数20-35人で290日開設の場合の金額

## 資料12

# 働く親を持つ小学生には学童保育を

### 法制化以前の政府の考え方(1991年以前)

「留守家庭児童対策については、従来から児童館においてこれらの児童に対して必要な指導をおこなうとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである」

(国会で採択された「学童保育の制度化を求める請願」に対する政府回答)

### 法制化審議(1997年4月)のなかでの小泉厚生大臣(当時)の答弁

**小泉厚生大臣**「いわゆる放課後児童の健全育成、今言われた学童保育の問題について、時代も変わってきております。社会背景も戦後からは大きく変わっておりますので、今回、児童の健全育成の観点から児童福祉法も改正しなきゃならないのではないか」「就学前の子どもが保育所に行くのが当然であった、それが就学後のいわゆる学童に対しても今までの児童育成といいますか保育事業に似たようなそういう事業も必要ではないかという声が強く起こっているということから、今後ともそういう面に配慮しようということで改正案をお願いしているわけがあります」

### 小泉首相の国会答弁 (2001年5月21日、参議院予算委員会答弁)

**小泉総理大臣**「今回、保育所持機児ゼロ作戦、それから学童保育を必要な全地域に整備するというのを所信表明で掲げたのも、実は仕事と子育てを両立させること、これが男女共同参画時代のあるべき姿だと。そのために一番必要なことはこの保育所持機児ゼロ作戦と学童保育の問題ですよと男女共同参画会議の板東局長から伺って、じゃこれをやろうということで所信表明演説に入れたんです」

## 「全児童対策は学童保育事業に代替できるとは思わない」

### ○岩田喜美枝・雇用均等・児童家庭局長 (2003年7月3日、参議院厚生労働委員会の答弁)

「この放課後の全児童対策をやれば留守家庭対策としての放課後児童健全育成事業が代替できるというふうには思っておりません」

### ○北井久美子・雇用均等・児童家庭局長 (2006年3月15日 衆議院厚生労働委員会の答弁)

「いわゆる放課後児童クラブにつきましては、放課後児童クラブを利用される児童につきましては、保護者が昼間就労などで御家庭におられないといったようなことでありますので、こうした子供さんの置かれている状況に十分配慮した上で遊びや生活の場を提供する必要があると考えております。すなわち、例えば、状況に応じた開設日数や開設時間の確保が必要でございますし、保護者との日常的な連絡体制、意見交換の確保が必要でございます。また出欠の確認あるいは安全確認の徹底といったことも配慮が必要でございます。(中略) こうした放課後児童クラブへの配慮ということも十分踏まえてやるとなると、例えば、直ちに全児童対策に全部統合してしまうということができかどうかということになると、なかなか困難ではないかというふうに思っているところでございます」

## 資料13

## 二つの事業は目的も内容も異なります

## 「放課後子どもプラン」で推進される二つの事業の違い(2007年度)

事業内容	放課後子ども教室	学童保育(放課後児童クラブ)
所管・担当課	文部科学省生涯学習政策局 生涯学習推進課	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 育成環境課
主旨	▽すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する。	▽ 共働き家庭などの留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法第6条2第2項に規定) ▽学童保育の未実施小学校区の早急な解消を図るためのソフトおよびハード両面での支援措置を講じる。
予算額(2007年度)	68.2億円(国負担分)	186億円(国負担分、前年比28億円増)
実施目標数	1万か所(2007年度は5707校区で実施)	2万か所(2007年5月現在、16668か所で実施)
実施場所	特定の固定した施設はなく、体育館や運動場、公民館などの施設を活用	学童保育の専用施設(室)は、余裕教室を転用したり、校内の独立施設、児童館内の専用室など
実施状況	2007年12月現在の実施状況調査から(文部科学省・厚生労働省合同調査)	2007年の学童保育実態調査から(全国学童保育連絡協議会実施)
実施状況	5707校区で実施。実施回数は把握されていません。この事業の前身「地域子ども教室」(2006年度8300か所で実施)は、1か所あたり年間平均87回実施された	年間290日開設が全体の半数。平均開設日数は278日。土曜日は8割が朝から1日開設。長期休業日は朝から1日開設。1施設の年間開設時間は1650時間に及ぶ
利用児童数	同上の「地域子ども教室」は1回の平均参加児童数32.5人	1施設当たりの平均入所児童数44.7人
年間延べ利用児童数	2006年度の「地域子ども教室」の延べ利用人数は、2117万人。1か所延べ参加者数平均2545人。	延べ利用児童数は2億700万人。 1施設当たりの延べ利用児童数1万2426人
保護者負担	保険料程度	保育料の全国平均は7000円程度
スタッフ・職員	地域の高齢者等がボランティアとして協力	専任指導員は1施設平均3.86人。7割の指導員が保育士や教諭の資格を持っている。指導員の年間勤務時間は約1800時間にも及ぶ

(政府の資料を参考に全国学童保育連絡協議会が作成)

# 【資料14】学童保育と「全児童対策事業」の違い

(横浜市の放課後児童対策事業を参考に)

事業名	横浜市の学童保育	はまっ子ふれあいスクール事業	放課後キッズクラブ事業
法的根拠	児童福祉法第6条の2の2項 第2種社会福祉事業	なし	なし
実施方式	補助(2005年度までは委託事業)	委託・補助(「充実型」)	補助
目的	昼間保護者のいない家庭等の子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごす「生活の場」を保障する。 児童福祉法「遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図る」	小学校施設を利用して、安全で健やかな放課後の居場所づくりを推進し、異年齢児間の交流を通じて、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養う。	すべての子どもを対象に、小学校施設を活用して、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた放課後の居場所。
開始時期	1963年9月	1993年9月	2004年9月
運営主体	地域運営委員会(自治会長・民生委員・校長・父母会代表など)、法人	地域運営委員会(PTA代表・校長・チーフパートナーなど)	原則として公募により選定された運営法人に補助(株式会社3社が6か所を運営)
実施か所数	179か所(2か所は補助なし) 市としての設置目標はない	301か所(キッズクラブを除く全市立小学校)。キッズクラブへの移行途中(切れ目ない移行のためキッズクラブ数との重複した数)	64か所(年度当初48か所)。中期計画で2010年までに102か所が目標か所数
実施場所	・アパート・マンション・民家・自治会館・社会福祉法人施設など	学校施設(専用ルームがあるのは約200か所、なしは約100か所)	学校施設(教室改修)で、「元気に遊べるスペース」と「静かに過ごせるスペース」の2つの活動場所を確保。
対象児童	小学校3年生までの留守家庭児童が補助対象(実態は8割の施設で6年生まで受入)	1年生から6年生までの参加を希望する児童	1年生から6年生で参加を希望する児童
利用児童数	入所児童数8,544人。 1施設平均47.7人。 土曜日を除き、約8割が毎日出席。 1～3年が6,030人 4～6年は2,514人  ※全国学童保育連絡協議会調査 2008年 8,544人 2007年 8,325人 2006年 5,842人	両事業あわせて、登録児童数18,097人(内訳:1～3年=13,424人 4～6年=4,673人)。2007年10月上旬に市内全公立小学校で、子どもの挙手にて調査した。  平日登録の約3割が毎日参加で、20～30人。不特定の子どもたちが利用。平日の5時以降平均、ほぼゼロ。一人ではぼつんと帰り待つ。土曜日は、行事以外は、ほぼゼロ(情報公開データと視察より)	平日登録の約4割が毎日参加が50～90人。30分刻みで帰る。5時以降平日平均、1割以下で4～5人。指導員は、片付けと事務をして、残された子は、本読み、勉強をして、お迎えを待つ。土曜日は、行事以外は、ほぼゼロ(情報公開データと視察より)
開設日	約290日開設=161クラブ、250日以下の開設=14クラブ	約240～290日開設(実際は、児童の参加がない土曜日は閉所)	約290日開設。
開設時間	平日は午後6時までで、午後7時まで延長できる学童保育が9割。	午後6時まで(一部、「充実型」と称するところは午後7時)	はまっこ「充実型」と同じ
利用料	平均保育料 約15,057円/月(平成19年度) おやつ代+保険料等含む最低:2,500円/月～最高30,450円/月	参加料は、午後5時まで無料(保険料年間500円)。「充実型」の午後5時以降利用者は月5000円、一時利用1回800円と、おやつ代は実費徴収	はまっこ「充実型」と同じ
指導員体制	小規模クラブ(～19人)指導員(常勤)1名+補助指導員1名。標準クラブ(20人～35人)指導員(常勤)2名+補助指導員1名。大規模クラブ(36人以上)指導員(常勤)2名+補助指導員2名。賃金は20万程度。	①チーフパートナー(常勤)(教員OB・地域選任)1名+②アシスタントパートナー(ローテーション勤務)賃金は①が24万/月、②が840円/時間	①主任指導員(常勤)1名+②指導員(常勤)1名+③補助指導員(時給)(ローテーション勤務)。賃金は①主任=24万/月②指導員=20万/月③補助=840円/時間
市の総予算額	11億3,726万2千円=177か所分(上記のうち、国庫補助=1億9,474万5千円:総額の17%)	20億4,717万4000円=301か所分(上記のうち、国庫補助=5億457万1000円:総額の24%)	10億3,819万6000円=64か所分(上記のうち、国庫補助=1億5055万円:総額の15%)
1か所あたりの年額補助金	大規模543万、標準451万、小規模258万。これに①家賃②障がい児受入③長時間開設④市民税非課税世帯減免が加算される。	約680万円(規模別となっているが、標準はこの金額)	約1,500万円(規模別となっているが、標準はこの金額)

(作成:横浜学童保育連絡協議会の資料を参考に全国学童保育連絡協議会が概略としてまとめた)

## 資料15 実態とかけ離れている低い補助単価

国は、1施設年間当たり500万円前後で運営できると想定  
国の補助金の負担額は、その6分の1だけです

### ●実際の運営費とは大きなへだたりがあります

国の補助金の単価は、児童数20人～35人規模の学童保育は年間500万円前後で運営できるという想定のもと、その半額の240万円程度です（半額は保護者負担を見込んでいる）。

そして、この補助単価の3分の1（約80万円）が国から出される補助金です。（残りは都道府県と市町村が3分の1ずつ負担）

しかし、補助金が少ないために指導員の人件費が低く抑えられていることが多い父母会運営の学童保育でも、年間1000万円程度の運営費がかかります。（右表参照）

500万円前後で運営できるという想定自体が、実態と大きくかけ離れています。

学童保育の貧困な実態を底上げするためにも、国の補助金が大幅に増額される必要があります。

### ●ある民間の学童保育の運営費（名古屋市）● 児童数28 指導員2名（1年目、1.5年目） 施設は、市がプレハブを無償で貸与

	費目	金額
収入	市からの補助金 (国の補助金151.8万)	329.9万
	保育料 (平均1世帯月13000円)	458.3万
	事業収入	28.3万
	おやつ代	59.8万
	その他(積み立て金)	4.8万
	収入合計	911.1万
支出	指導員人件費	600.0万
	福利厚生費	105.0万
	アルバイト料	21.1万
	水道光熱費	24.1万
	教材費	15.6万
	おやつ代	59.8万
	電話代	6.9万
	消耗品費・備品費	14.9万
	保険料	8.2万
	支出合計	955.6万

赤字分は翌年に繰り越し

## 学童保育の補助金はあまりに少ない(総額は186億円)

### ●保育所の約3,400億円（民間保育園への補助金）と比べて見ると

学童保育(2008年度)		保育所(2008年度)		民間保育所と比べて学童保育は
施設数	1万7495か所	施設数	1万927か所	約1.6倍
入所児童数	約79万人	入所児童数	約114万人	約3分の2
指導員数	約6万7000人	保育士数	約23万人	約3分の1
1施設当たりの国庫支出額	約106万円	1施設当たりの国庫支出額	約3200万円	約30分の1
児童1人当たり予算額	約2万3500円	園児1人当たり予算額	約29万8000円	約13分の1

\* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。

\* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

## 資料16

# 2003年6月提言で示した必要な財政措置

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」より

全国学童保育連絡協議会が2003年6月にまとめた提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」では、学童保育に必要な経費として以下の内容を示しました。

### (参考資料) 学童保育の整備にかかる財政措置試算

#### 試算のもとになる学童保育の姿(標準)

1施設当たり 定員40名 指導員3人  
施設の広さ 220㎡(67坪) \* 児童一人当たり5.5㎡  
生活室・プレイルーム 児童一人当たり各1.98㎡  
その他の施設 1施設合計60㎡  
(トイレ8畳、事務室10畳、台所8畳、シャワー室2畳、玄関8畳)  
(参考) 保育所は「定員31-45人」では一人当たり7.2㎡が施設補助基準

#### ● 施設整備費

- \* 1施設の施設整備費 施設の広さ220㎡  
1㎡当たりの建築単価 18万円 合計3,960万円  
(1㎡当たりの建築単価は「社会福祉施設整備費単価」より)
- \* 5年計画で、現在の13,000か所を30,000か所に整備する計画とする  
(保育所卒所児童が全員入所できるには3万か所必要)  
国庫負担率は2分の1として総額で3,366億円、単年度で673億円が必要

#### ● 運営費

- \* 指導員の人件費を公費負担とする(保育単価の保育士の給与計算を使う)  
国家公務員の保育士 1級8号 月202,490円  
(東京・特別区職員は大卒5年目で月222,500円)  
1施設3人指導員を配置 月給及び賞与(4.5か月)  
202,490円×16.5か月×3人 = 10,233,255円 人件費のみで約1000万  
(人件費1000万には教材費などの需用費およびおやつ代等は含んでいない)  
国庫補助率が3分の1なので、1施設当たりの補助額は334万円
- \* 現在の13,000か所では、434億円
- \* 5年後の30,000か所では、1,002億円  
(参考) 現在の保育所の国家予算は、約4,900億円(施設整備費は除く)

#### 今後5年間に必要な財政措置

	施設整備費	運営費	合計
初年度	673億円	434億円	1,107億円
2年目	673億円	576億円	1,249億円
3年目	673億円	718億円	1,391億円
4年目	673億円	860億円	1,533億円
5年目	673億円	1,002億円	1,675億円
5年間の合計	3,365億円	3,590億円	6,955億円

ぜんこくがくどうほいくれんらくきょうぎかい

# 全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と職員（指導員）が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』の発行、『テキスト・指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、37都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊誌の収入です。

## ＜主な活動と今年の予定＞

### ◆全国学童保育指導員学校の開催（2007年は第32回目で7会場で実施。合計4630人受講）

会場	日程	開催地	受講者数
西日本会場(大阪)	6月3日(日)	大阪府堺市・サンスクエア堺	520人
西日本会場(滋賀)	6月10日(日)	滋賀県草津市・立命館大学	730人
南関東会場	6月3日(日)	東京都目黒区・東京大学	760人
北関東会場	6月10日(日)	茨城県水戸市・茨城大学	800人
四国会場	6月24日(日)	香川県高松市・高松テルサ	370人
東北会場	9月24日(祝)	岩手県盛岡市・アイーナ	610人
九州会場	9月30日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ	840人

### ◆全国学童保育研究集会の開催（北海道） \*第42回は東京で開催し、4980人が参加 第43回 2008年10月4日(土)～5日(日) 札幌市・きたえーる、北海道大学

### ◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者4万8000人）

### ◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新調査は2007年実施）③指導員の実態調査（最新調査は2005年実施）④都道府県の単独事業の実施状況調査等

### ◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

- 2003年『2003年度版 実態調査のまとめ』『父母会ハンドブック』『入門ガイド 学童保育指導員』  
『次世代育成支援対策と学童保育』『学童保育情報2003-2004』
- 2004年『学童保育情報 2004-2005』『施設整備の手引き（2004年版）』
- 2005年『安全・安心な学童保育を一大規模化ではなく適正規模で複数設置』『実践を記録し確かめ合う（実践記録集第5集）』『学童保育情報2005-2006』
- 2006年『学童保育ハンドブック』（株ぎょうせい）『学童保育と放課後子どもプラン』『学童保育情報2006-2007』『大規模学童保育 分離の手引き』『学童保育指導員の現状・仕事・願い』
- 2007年『よくわかる放課後子どもプラン』（株ぎょうせい）『2007年 実態調査のまとめ』『連絡協議会ハンドブック』『学童保育情報2007-2008』
- 2008年『指定管理者制度は学童保育になじまない』『学童保育情報 2008-2009』

### ◆政府や国会、関係団体への陳情など

### ◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課目（試案）」などをまとめ、発表しています。